平成２４年（フ）第５３５１号
埼玉県さいたま市北区土呂町１丁目39―６―203
債務者　高橋福太郎
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３５６号
東京都足立区東和１丁目13―３―201
債務者　朝倉　淳子（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３５７号
東京都北区滝野川７丁目51―６―301
債務者　古川　幸吉
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６４号
東京都練馬区石神井町７丁目34―25―106
債務者　長谷部　淳
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６６号
東京都品川区大井５丁目28―16―８号室
債務者　若林　大二
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６７号
東京都調布市飛田給１丁目21―９―102
債務者　藤原　光昭
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７１号
神奈川県横浜市青葉区桜台１―27
債務者　大谷　和子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３８０号
東京都新宿区上落合１丁目４―７　アーバンプレイス高田馬場Ａ―205
債務者　水野　舞
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３８１号
東京都中野区南台３丁目６―25―203
債務者　大久保　武
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３８２号
東京都新宿区新宿６丁目19―12―301
債務者　田中　節子（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３８７号
東京都足立区島根２丁目２―６―301
債務者　赤上美紀子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３８８号
東京都足立区舎人３丁目３―１
債務者　菅原　一枝
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０号
大分県豊後高田市御玉67番地
債務者　杉田　純一
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
東京都町田市大蔵町2953番地１アサレアガーデンＢ―102
債務者　半田　浩
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２５号
東京都町田市大蔵町2953番地１アサレアガーデンＢ―102
債務者　半田　晶子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８９号
東京都青梅市河辺町７丁目６番地の31フェリーチェ河辺202
債務者　市川　一人
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部